

舗装能力審査の申請に関するF A Q

舗装能力審査全般について

Q1	舗装能力審査とはどのようなものですか。
----	---------------------

A1 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領第4条第2項第9号に基づき、舗装に係る入札参加資格申請とともに、舗装業者の施工能力を審査するものです。

Q2	主観点数の算出方法等の入札参加資格審査基準は公表していますか。
----	---------------------------------

A2 岡山県ホームページにおいて公表しています。
入札参加資格審査全般については監理課ホームページにおいて、舗装能力審査については道路整備課ホームページにおいて公表しています。

Q3	施工体制の審査基準はどういった考えで作られているのですか。
----	-------------------------------

A3 舗装工事に必要な機械のうち、アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、タイヤローラーについては、舗装の品質確保のために連続作業が必要な機械とされていることから、オペレーターは3人必要と考えています。これに主任技術者1人を加えたものを1班編制とし、この班編制が確保できるかどうかを審査しています。

Q4	入札参加資格申請を「舗装」で行っていないなくても、舗装能力審査を受けることができますか。
----	--

A4 「舗装」の入札参加資格申請を行っていないと、舗装能力審査は受けられません。

Q5	入札参加資格申請と舗装能力審査申請は、どちらを早く提出しなければいけないのですか。
----	---

A5 入札参加資格申請の方を早く提出してください。
なお、どちらも受付期限が令和7年8月12日までとなっているので、早めの作業をお願いします。

格付期間等について

Q6	格付けの有効期間が、なぜ2年間（第1回）となっているのですか。
----	---------------------------------

A6 H19年度までは、有効期間が1年間でしたが、事務手続き等の負担の軽減を目的に、有効期間を2年間に延長しています。

Q7	新規申請や業種追加申請の場合、2年間待たなければならないのでしょうか。
----	-------------------------------------

A7 新規申請については、第1回の申請期間終了後は、半年ごとに第2回から第4回まで計3回の申請期間を設けていますので、その時に申請することは可能です。ただし、同時期に行われる入札参加資格申請をしておく必要があります。

なお、業種追加の申請については、3回目のみとなっていますのでご注意ください。

職員調書（様式2）等に関すること

Q8	主任技術者とオペレーターの資格両方を所持している職員はどちらに記載したらよいでしょうか。
----	--

A8 舗装能力審査申請では、主任技術者とオペレーターの資格両方を持っていても、兼務はできません。審査基準を理解していただき、どちらに記載するかは申請者が判断願います。

Q9	技術者の人数が様式の欄以上になる場合はどうしたらよいでしょうか。
----	----------------------------------

A9 職員調書を必要分コピーして記入してください。また、道路整備課のホームページからダウンロードした様式ファイルを可能な範囲で行の挿入等修正を行っていただいても結構です。

Q10	結婚等で苗字が変わり、資格証明証の氏名と職員調書（様式2）に記載された氏名とが異なる場合は、これを証明するものが必要でしょうか。
-----	--

A10 添付資料の方に「現在の名字は〇〇に変わっています。」などのコメントを記載するか、同一人物である旨を記載した文書を添付すればよいこととします。なお、いずれの場合も理由の記載は必要ありません。

Q11	実務経験証明書は、何を添付すればよいでしょうか。
-----	--------------------------

A11 実務経験証明書は、経営審査時において技術職員名簿添付のもの、入札参加申請用の監理技術者・主任技術者一覧表添付のもの、または建設業の許可申請時における専任技術者証明書添付のものとしています。
なお、実務経験での登録を、例えば「土木」で行っている場合は、別途「舗装」による実務経験登録を受ける必要があります。その場合、「土木」の10年実務経験に加え「舗装」の10年実務経験が必要です。

Q12	アルバイトの場合は何を添付すればよいですか。 または 常勤アルバイトであるため健康保険証等がないのですが、何を添付すればよいでしょうか。
-----	--

A12 アルバイトは基本的には常勤職員としては認めていません。常勤アルバイト（契約職員含む）については健康保険証や賃金台帳等、常勤性が確認できる資料を添付してください。

機械調書や写真（様式3及び4）等に関すること

Q13	機械は排ガス対策、騒音対策のものでないと認められないのですか。
-----	---------------------------------

A13 対策済み機械でなくても舗装能力審査申請は認めています。ただし、県発注工事の積算において排ガス対策機械で算定されていれば、実施において無対策の機械で施工した場合は減額変更の対象となるので注意してください。

Q14	申請時にリースしていたアスファルトフィニッシャーが古かったので、現地確認時に新しい機械に変更しました。この場合は何を提出したらよいでしょうか。
-----	---

A14 変更の報告を行った後、変更となった理由を記載した文書（リース会社の証明があるもの）、リース契約書、現地確認用の機械の仕様書を提出してください。

Q15	車検が11月に切れて、12月2日付けで新しい車検証が交付されました。審査基準日時点では車検証が無効ですが、わずかな遅れであり、認められるのでしょうか。
-----	---

A15 車検は切れる一ヶ月前から受けることができ、このような事態を予め防ぐことは可能と考えます。この場合はわずかな遅れですが、認められません。ただし、審査基準日時点では車検証が無効ですが、審査基準日以前に保安基準適合証が発行され、車検証の継続が確認できる場合は有効とします。

Q16	車検が12月2日に切れて（審査基準日時点では車検は有効）、1月に新しい車検を受けた後若しくは新しい機械に買い換えた後に、舗装能力審査を申請（申請日時点では車検は有効）したいのですが、問題があるのでしょうか。
-----	---

A16 問題ありません。
ただし、添付書類として、古い車検証と新しい車検証両方の写しが必要です。

Q17	アスファルトフィニッシャーを買い換えようと考えていますが、車検証が無く、固定資産課税台帳または償却資産税台帳も無い場合は、どのようなもので証明したらよいですか。
-----	--

A17 売買契約書等で自社所有が確認できればよいこととしています。ただし買い替え前のアスファルトフィニッシャーの車検証の有効期限が審査基準日である12月1日時点で有効でない場合は、審査基準日時点での確認がとれるものでなければなりません（契約日が12月1日以前等）。

Q18	アスファルトフィニッシャーの舗装幅がわかる写真を添付することとなっていますが、舗装幅が確認できるカタログを添付すれば、写真は不要でしょうか。
-----	--

A18 様式4には、グレーダー、アスファルトフィニッシャーにリボンテープ等をあてた状態で撮影した写真を添付することとを必須としております。

Q19	申請日から6ヶ月以内に撮影した写真を添付することとなっていますが、写真内に撮影日の印字が必要でしょうか。
-----	--

A19 写真内の印字は必須としておりません。

Q20	舗装機械の車検証が添付してあれば、機械写真(様式4)の提出は省略してよいのか。
-----	---

A20 マカダムローラーとタイヤローラーについては、必要な規格（マカダムローラーは車両総重量が10t以上、タイヤローラーは車両総重量8t以上）が車検証で確認できる場合のみ、機械写真（様式4）の提出は省略可能です。